

○岡山市公の施設の管理等に関する規則

平成19年8月30日

市規則第314号

改正 平成25年3月29日市規則第106号

平成26年7月25日市規則第146号

令和4年6月9日市規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定により本市が設置する公の施設（以下「公の施設」という。）について、市民ニーズを充足させ、かつ、効率的な施設管理を行うための措置及び指定管理者制度の運用（以下「公の施設の管理等」という。）に関し基本となる共通の事項を定めるものとする。

2 指定管理者制度の運用については、法令、公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例及びその委任を受けた規則（以下「公の施設の設置条例等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民ニーズ 公の施設を市民が利用することによって充足すべき、より快適で充実した市民生活を送りたいという市民の要望又は期待をいう。
- (2) PFI事業 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の定めるところにより公の施設を管理又は運営する事業をいう。

(公の施設の点検)

第3条 公の施設の設置及び管理に関する業務を所管する部署（以下「所管課」という。）は、その所管する公の施設に関し、原則として5年ごとに（施設又はその管理等に変更があったときはその都度、指定管理者の指定期間中であるときはその最終年度までに）、市民ニーズ等について点検を行わなければならない。ただし、その設置若しくは管理方

法等が法令等により定められている施設である場合又は点検に伴う改善の余地がないと認められる事項である場合については、この限りでない。

(委員会付議)

第4条 所管課は、次に掲げる事項について岡山市公共施設等マネジメント推進本部及び公共施設等マネジメント推進委員会設置規程（平成26年市訓令甲第133号）第1条第2項に規定する公共施設等マネジメント推進委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

- (1) 前条の規定による点検結果の適否に関すること。
- (2) 所管課の所管する公の施設に係る指定管理者の候補者の公募の方法によらない選定に関すること。
- (3) 指定管理者による公の施設の管理運営に対するモニタリング・評価に関すること。
- (4) 指定管理者に対する指定取消しの適否に関すること。

(指定管理者の候補者の公募等)

第5条 所管課は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者の候補者を選定しようとするときは、その候補者を公募しなければならない。ただし、委員会が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この限りでない。

- (1) 次項の規定により作成した選定基準に適合する法人その他の団体が1団体に特定される時。
- (2) PFI事業又はこれに準ずる事業の期間内において、当該事業者により管理が行われている時。
- (3) 公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められる時。
- (4) 指定管理者の公募において応募がなかった場合等公の施設を継続的に管理するため緊急やむを得ない事情があり、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められる時。
- (5) 指定管理者による管理を行っている公の施設のうち、その統合、廃止、休止等（以下「統廃合等」という。）が決定又は公の施設のあり方を検討中のものにお

いて、統廃合等するまでの間又はそのあり方が決まるまでの間、現に指定管理者である者に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき。

(6) その他公募を行わないことについて特別な理由があると市長が認めるとき。

2 所管課は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、募集要項及び選定基準を作成し、それらを指定管理者の候補者になろうとする法人その他の団体に対して明示しなければならない。

3 所管課は、第1項の規定により候補者の公募を行う場合において、指定管理者の候補者の選定並びに第2項に規定する募集要項及び選定基準について、岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会設置条例（平成25年市条例第6号）第1条に規定する岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会の答申を受けなければならない。

（協定の締結）

第6条 所管課は、指定管理者の指定手続完了後、直ちに当該指定管理者と公の施設の管理に関する協定（以下「協定」という。）を書面（以下「協定書」という。）により締結しなければならない。

（事業報告書の提出）

第7条 所管課は、法第244条の2第7項に定める事業報告書の提出があったときは、その内容を確認し、当該報告書の写しを委員会に提出しなければならない。

（調査、監督等）

第8条 所管課は、指定管理者が管理する公の施設が適正に管理され、市民ニーズを充足させ、かつ、効率的な管理がなされるよう、指定管理者の管理業務の実施状況について、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 指定管理者の管理業務の実施状況に関し、指定管理者に対して管理月報、連絡会議等により定期的若しくは随時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすること。

(2) 前号の規定による報告の徴収又は調査の結果、指定管理者の管理業務の実施状況が協定書等に定める条件を満たしていないと認める場合に、管理業務の改善を指示すること。

2 前項第1号の規定による実地の調査は、指定管理者の代表者又はその委任を受けた者

を立ち合わせて行うものとする。

3 指定管理者は、第1項各号の指示を受けたときは、速やかにその改善に取り組み、その結果を書面により所管課に報告するものとする。

4 所管課は、第1項各号の指示を行ったとき又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその旨を委員会へ報告するものとする。

(指定の取消し等)

第9条 法第244条の2第11項の規定に定める当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 正当な理由なく、前条第1項第1号又は第2号の指示に従わないとき。

(2) 報告の求めに応じず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 公の施設の設置条例等の規定又は協定に違反したとき。

(4) 第6条第2項の募集要項に定められた応募資格を満たさなくなったとき。

(5) 指定管理者の財産につき、滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、破産その他の強制換価手続が開始される等経営が悪化し、管理業務を行うことが困難になったとき。

(6) 指定管理者の代表者、役員又は従業員が、管理業務の遂行に当たり行った行為が、法令、条例、協定等に違反し、又は違反するおそれがあると認められる場合であって、引き続き指定管理者として管理業務を継続させることが社会通念上著しく不適當であると認められるとき。

(7) 管理業務の処理が著しく不適當であると認められるとき。

(8) 管理業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

(9) その他指定管理者として不適當と認められるとき。

2 所管課は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じようとするときは、委員会にその旨を文書で報告し、その承認を受けなければならない。

(危険負担等)

第10条 所管課は、不可抗力その他本市及び指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた公の施設の管理に伴う損害について、あらかじめ指定管理

者とその負担責任の帰属及び負担割合について協議しておかなければならない。

2 所管課は、指定管理者が指定の取消し等により、管理業務の執行が不能又は困難となった場合についての事務処理指針をあらかじめ策定しておかなければならない。

(再委託等の禁止)

第11条 所管課は、指定管理者に指定管理者の地位によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 所管課は、指定管理者にその管理業務を一括して、又は主たる部分を第三者に委託させ、又は請け負わさせてはならない。

3 所管課は、指定管理者が事前に市長の承認を得た場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

(情報公開)

第12条 所管課は、指定管理者にその管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じさせなければならない。

(情報の保護)

第13条 所管課は、指定管理者にその業務に関して保有する個人情報の保護について必要な措置を講じさせなければならない。

2 前項に定めるもののほか、所管課は、指定管理者に対し、その管理業務に従事し、又は従事していた者が管理業務の実施により知り得た秘密を漏洩しないよう必要な措置を講じさせなければならない。

(従前の管理者における被用者の継続雇用)

第14条 所管課は、公の施設の効率的及び効果的な管理運営に寄与すると判断する場合には、従前、当該施設の指定管理者であった法人その他の団体の特定の被用者を当該施設の管理業務に従事させるため、指定管理者に対して、当該被用者の雇用を求めることができる。

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成 25 年市規則第 106 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年市規則第 146 号）

この規則は、平成 26 年 7 月 28 日から施行する。

附 則（令和 4 年市規則第 60 号）

この規則は、令和 4 年 6 月 9 日から施行する。